

石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年10月9日

石巻地区広域行政事務組合監査委員  
石巻市代表監査委員 堀内賢市

石巻地区広域行政事務組合監査委員  
女川町議会議長 佐藤良一

- 1 監査対象課等 (1) 事務局 総務企画課、介護認定審査課、施設管理課（石巻広域東部衛生センター、石巻広域西部衛生センター及び石巻広域クリーンセンターを含む。）  
(2) 会計課
- 2 監査期間 令和2年9月2日から同年10月9日まで
- 3 監査対象範囲 令和2年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
（令和2年7月31日現在）
- 4 監査場所 石巻地区広域行政事務組合監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 令和2年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。  
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。

石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

なお、同法第199条の2の規定に基づき佐藤良一監査委員は除斥しました。

令和2年10月9日

石巻地区広域行政事務組合監査委員  
石巻市代表監査委員 堀内賢市

- 1 監査対象課等 議会事務担当
- 2 監査期間 令和2年9月2日から同年10月9日まで
- 3 監査対象範囲 令和2年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
(令和2年7月31日現在)
- 4 監査場所 石巻地区広域行政事務組合監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 令和2年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。